

ホリデーハウス御園 利用規約

適用範囲

第1条

1. 当施設が利用者との間でする利用契約及びこれに関連する契約は、この利用規約の定めるところによるものとし、この規約に定められていない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

利用契約の申込み

第2条

1. 当施設は利用日に先だつ利用の申し込み（以下「利用予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めてその利用予約の申込者に対して次の事項を申し出ていただきます。
 - (1) 利用者の氏名、ご連絡先、性別、生年月日、ご住所が確認できる書類
 - (2) 利用期間及び到着予定時刻
 - (3) 利用料金（原則として第8条第1項の基本利用料金による。）
 - (4) その他当施設が必要と認めた事項

利用契約の成立等

第3条

1. 利用契約は当施設が第2条の規定する事項が記載された利用契約申込書を承諾した時に成立するものとします。
2. 前項の規定により利用契約が成立したときは、当施設が定める期限までに次の事項によつた予約金をお支払いいただきます。
 - (1) 支払い期日：利用申し込み当日
 - (2) 支払予約金：利用予定金額（光熱費は、施設退居時に精算とします。）
3. 予約金は、第6条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返金します。

利用契約の拒否

第4条

1. 当施設は、次の場合には、利用の引き受けをお断りすることがあります。
 - (1) 利用の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 先約及び定員の超過による施設の利用が不可であるとき。
 - (3) 利用をご希望の方が利用に関し法令の規定又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 利用をご希望の方が伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (5) 利用に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により利用させることができないとき。
- (7) 利用申し込みをした者以外の長期にわたる使用及び転貸行う予定がある、若しくは行うとき。
- (8) 危険物を持ち込む希望及び実際に持ち込むことがあるとき。
- (9) 大分県条例に特に規定される場合に該当するとき。
- (10) ペットの持ち込みが条件の利用申し込みの場合。
- (11) 出来る限り多くの人に当施設をご利用いただくために、一回5週間以上の同一利用者または、それに類する利用者の長期利用契約はいたしません。

契約の解除

第5条

1. 当施設は、利用契約の申込者が利用契約の全部又は一部を解除したときには、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

利用日からさかのぼって30日以内に解除した場合

予約金の全額

2. 当施設は、利用者が利用当日連絡をしないで冬時間（10月～5月）17時、夏時間（6月～9月）19時になっても到着しないときは、その利用契約は申込者によって解除されたものとみなし処理することがあります。

3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において利用者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延、その他利用者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは解除の取り扱いはせず、到着次第入居の扱いとします。（但し、日割り計算による減額は適用しません。）

4. また、利用者の事前連絡による遅延入居は、利用期間内であれば利用できます。

5. 利用期間が、上記いずれかの事由で生じた場合も基本料金はいただきます。

6. 返金に伴う手続き料金は、利用申し込み者の負担とします。

第6条

1. 当施設は、次の場合には利用契約を解除することができます。

(1) 第4条第1項第3号から第10号までに該当することとなったとき。

(2) 第2条第1項の事項の明示を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき。

(3) 第3条第2項の予約金の支払い期限までその支払いがない場合。

2. 当施設は前項の規定により利用契約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば第5条の取り扱いにより、清算し返金いたします。ただし、第4条第1項第6号の場合は第5条の取り扱いをすることなく予約金を返金します。

3. 返金に伴う手続き料金は、利用申し込み者の負担とします。

利用の登録

第7条

1. 利用者は、利用当日に利用契約にもとづいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 第2条第1項の事項
- (2) 出発日及び出発予定時刻
- (3) その他当施設が必要と認める事項

利用料金

第8条

1. 基本料金（税込）は以下の通りです。

- (1) 1週間のご利用
20,000円
- (2) 2週間のご利用
30,000円
- (3) 3週間のご利用
40,000円
- (4) 4週間のご利用
50,000円

2. 光熱費等（含む、トイレトペーパー）は、別途料金表にての精算とします。

利用手続きの完了

第9条

1. 当施設の利用の手続きは、第7条の規定する登録と、第8条の規定する基本料金の支払いを、もって完了とします。

利用料金の精算

第10条

1. 利用者は、退居日当日、利用料金の精算を次に定めるところにより当施設にお支払い下さい。

- (1) 利用者の事由において、中途退居の場合は予定基本料金を申し受けます。
- (2) 光熱費等（含む、トイレトペーパー）は別途料金表により利用分について、精算させていただきます。
- (3) 備品損傷時の修理費

施設のご利用時間

第11条

1. 利用者が、当施設を利用頂く時間は第7条に定める利用の申込み完了後から、退居日当日の退居手続き完了時までとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、施設をあけて頂く時間をこえて利用なさる場合には、改めて利用申し込みをしていただくよう申し受けます。

3. 但し、延長の利用申込みに際し連続して5週間以上となる、延長はできません。

禁止行為

第12条

1. 利用者は、田舎という周囲の環境に配慮し御園地区を中心に内成全体に対し迷惑となる行為や、著しく公序良俗に反する行為はしてはなりません。

- (1) 夜間等に騒音を発生させる行為
- (2) 交友関係者の出入りの伴う近隣への示威行為
- (3) 不純異性交遊等の行為
- (4) 刑事罰・民事罰となる行為
- (5) 施設内の改装及び、模様替え

利用者の責任

第13条

1. 防犯・防火・戸締りに注意し良識をもって管理していただきます。
2. 利用者の責に帰すべき理由によって通常使用を超えて当館の施設及び什器、備品の破損、紛失または、焼失が発生されたときは、第10条第1項第3号の定めるところにより弁償して頂きます。
3. 当施設は、お引き受けした利用期間中といえども、第4条第1項第3号から第10号までに該当することとなった場合には、利用の継続をお断りすることがあります。
4. 利用者の貴重品に関する事故についての責任は、当施設はこれを負いかねます。
5. 利用者の傷害等について、施設に起因するもの以外について全て利用者の責任といたします。
6. 当施設は、利用者が当施設の定めて提示した利用規則・利用ガイドに著しく反することとなった場合には、利用の継続をお断りすることがあります。

利用の責任

第14条

1. 当施設の利用に関する責任は、利用者が当施設の利用手続きを完了したとき又は施設に入った時のうちいずれか早い時に始まり、利用者が退居するため施設をあけた時に終わります。
2. 当施設の責に帰すべき理由により利用者に施設の提供ができなくなった場合には、一切の料金をいたしません。
3. 火災、地震、水害、に起因する生命・傷害および、持ち込み品の破損、焼失について当施設は、一切の責任を負わないものとします。

その他

第15条

1. 当施設を、利用中における要望は都度相談願います。
2. 本利用規約は、変更することがあります。

附則

本利用規約は、平成 22 年 4 月 1 日より適用とします。